

吸收分割に関する事前開示書面

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める書面)

令和3年6月4日

藍澤證券株式会社

令和3年6月4日

東京都中央区日本橋一丁目20番3号

藍澤證券株式会社

代表取締役社長 藍澤 卓弥

当社は、令和3年10月1日をもって、当社を吸收分割会社とし、アイザワ証券分割準備株式会社を吸收分割承継会社とする吸收分割を実施するに際して、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条の定めに従い、下記のとおり吸收分割契約の内容その他法務省令で定める事項を記載した書面を備えおくこととします。

記

1. 吸收分割契約の内容

別紙1のとおり、令和3年4月28日付で、吸收分割契約を締結しました。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

3. 吸收分割承継会社についての次に掲げる事項

(1) 吸收分割承継会社の成立の日における貸借対照表

(2) 吸收分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担
その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

4. 吸收分割会社についての次に掲げる事項

吸收分割会社の事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

5. 吸收分割の効力発生日以後における吸收分割会社の債務及び吸收分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

1. 吸収分割契約書

別紙 1 のとおり、令和 3 年 4 月 28 日付で、吸収分割契約を締結しました。

2. 会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

藍澤證券株式会社（2021 年 10 月 1 日付で商号を「アイザワ証券グループ株式会社」に変更予定。以下、「当社」といいます）とアイザワ証券分割準備株式会社（2021 年 10 月 1 日付で商号を「アイザワ証券株式会社」に変更予定。以下、「承継会社」といいます）は、2021 年 10 月 1 日を効力発生日とする吸収分割（以下、「本件分割」といいます）を行うことといたしましたが、これに伴い承継会社が交付する株式数、並びに資本金及び準備金の額に関する事項について、以下のとおりとすることとし、いずれも相当であると判断いたしました。

(1) 交付する株式数に関する事項

本件分割に際して、承継会社は新たに普通株式 200,000 株を発行し、そのすべてを吸収分割会社である当社に割当交付いたします。

承継会社は当社の 100% 子会社であり、本件分割に際して承継会社が新たに発行する株式の全部を当社に交付するため、両社で協議の上、割当交付する株式数を決定しており、相当であると判断いたしました。

(2) 資本金及び準備金の額に関する事項

本件分割により増加する承継会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりであり、本件分割後における承継会社の事業内容及び当社から承継する資産及び負債に照らして相当な額であると判断いたしました。

資本金	0 円
資本準備金	0 円
その他資本剰余金	株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額
利益準備金	0 円
その他利益剰余金	0 円

3. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項

(1) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表

承継会社の成立の日における貸借対照表は別紙 2 のとおりです。

(2) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はございません。

4. 吸収分割会社についての次に掲げる事項

吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はございません。

5. 吸収分割の効力発生日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

当社は、2021年10月1日を効力発生日とする本件分割を行うにあたり、当社が負担すべき債務及び承継会社が負担すべき債務（本件分割により承継させるものに限ります。以下、同じ）の履行の見込みについて以下のとおり判断いたしました。

(1) 当社の債務の履行の見込みについて

当社の2021年3月31日現在の貸借対照表における資産及び負債の額はそれぞれ107,127百万円、48,781百万円であります。本件分割により承継会社が当社から承継する資産及び負債の2021年3月31日現在における帳簿価額は、それぞれ59,062百万円、41,775百万円であります。

また、今後、効力発生日までに予想される当社の資産及び負債の額の変動を考慮しても、本件分割後に見込まれる当社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、2021年3月31日から現在に至るまで当社の資産及び負債の額に大きな変動は生じておらず、今後、効力発生日までに予測される当社の資産及び負債の額の変動を考慮しても、本件分割後に見込まれる当社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

当社は本件分割以外にも2021年10月1日を効力発生日とする以下の吸収分割（下表参照）を行う予定としていますが、当該分割及び本件分割の効力発生日以後においても、当社の資産の額が負債の額を上回ることが見込まれております。

さらに、本件分割後の収益見込みについても、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

以上より、当社は、本件分割後において当社が負担すべき債務につき履行の見込みがあると判断しています。

<本件分割以外に実施する吸収分割>

（単位：百万円）

承継会社	承継する事業内容	(2021年3月31日現在)	
		承継資産 帳簿価額	承継負債 帳簿価額
アイザワ・インベストメント株式会社	投資事業	27,861	3,957

(2) 承継会社の債務の履行の見込みについて

承継会社の成立の日（2021年4月1日）の貸借対照表における資産及び負債の額はそれぞれ300百万円、0百万円であります。当社の2021年3月31日現在の貸借対照表において、承継会社が当社から承継する資産及び負債の帳簿価額は、上記(1)に記載のとおりです。

承継会社の成立の日（2021年4月1日）から現在に至るまで承継会社の資産及び負債の額に大きな変動は生じておらず、今後、効力発生日までに予測される承継会社の資産及び負債の額の変動を考慮しても、本件分割後に見込まれる承継会

社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

さらに、本件分割後の収益見込みについても、承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予想されておりません。

以上より、本件分割後において承継会社が負担すべき債務につき履行の見込みがあると判断しております。

以上



吸收分割契約書

藍澤證券株式会社（以下、「甲」という。）とアイザワ証券分割準備株式会社（以下、「乙」という。）とは、甲の事業のうち、金融商品取引業その他の事業（以下、「本件事業」という。）に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸收分割（以下、「本件分割」という。）に関し、次のとおり分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第一条 (当事者の商号及び住所)

本件分割にかかる、吸收分割会社と吸收分割承継会社の商号及び住所は次のとおりである。

(甲) 吸收分割会社

商号：藍澤證券株式会社

住所：東京都中央区日本橋一丁目 20 番 3 号

(乙) 吸收分割承継会社

商号：アイザワ証券分割準備株式会社

住所：東京都中央区日本橋一丁目 20 番 3 号

第二条 (承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務)

1. 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務及び契約上の地位（以下、「本承継対象権利義務等」という。）の内容は、別紙「本承継対象権利義務等明細表」記載のとおりとする。なお、本承継対象権利義務等の移転につき関係官庁その他の関係者の許認可・承諾等を要するものについては、当該許認可・承諾等の取得を条件として、当該本承継対象権利義務等を本件分割に際して移転承継する。また、本承継対象権利義務等に関して、各々の契約上の定めに基づき支障がある場合は、甲乙間で協議する。
2. 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて重疊的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。
3. 甲は、本承継対象権利義務等のうち、その移転のために、登記、登録、通知、承諾、その他の手続を必要とするもの又はこれらを対抗要件とするものについて、甲乙協議の上、必要に応じて、乙に協力してその手続きを行う。この場合の登録手続費用その他の費用については、乙が負担するものとする。

第三条 (吸收分割に際して交付する金銭等)

乙は、本件分割に際して、乙の普通株式 200,000 株を発行し、その全てを本承継対象権利義務等の対価として甲に対して割当交付する。

第四条 (乙の資本金等の額)

本件分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。ただし、本件分割がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）における本件事業における資産及び負債の状態により、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

(1) 資本金	0 円
(2) 資本準備金	0 円
(3) その他資本剰余金	株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額
(4) 利益準備金	0 円
(5) その他利益剰余金	0 円

第五条 (効力発生日)

効力発生日は、2021年10月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第六条 (株主総会の承認)

1. 甲は、2021年6月25日開催予定の株主総会において、本契約の承認を得て本件分割を行うものとする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。
2. 乙は、2021年6月25日開催予定の株主総会において、本契約の承認を得て本件分割を行うものとする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第七条 (商号変更)

1. 本件分割の効力発生を条件として、効力発生日をもって、甲は、「アイザワ証券グループ株式会社」に商号変更するものとする。
2. 本件分割の効力発生を条件として、効力発生日をもって、乙は、「アイザワ証券株式会社」に商号変更するものとする。

第八条 (競業避止義務)

甲は、本件分割後においても、本事業について、一切競業避止義務は負わない。

第九条 (善管注意義務)

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者として注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。

第十条 (本契約の条件変更及び解除)

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重要な変動が生じた場合、法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第十一条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書一通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、甲がこれを保有し、乙はこの写しを保有する。

2021年4月28日

甲 東京都中央区日本橋一丁目20番3号

藍澤證券株式会社

代表取締役社長 藍澤 卓弥



乙 東京都中央区日本橋一丁目20番3号

アイザワ証券分割準備株式会社

代表取締役社長 藍澤 卓弥



別紙 本承継対象権利義務等明細表

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約その他の権利義務及び契約上の地位を甲から承継する。

なお、本承継対象権利義務等のうち資産及び負債については、2021年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

次の各号を除いた全資産を承継する。

- (1) 本件分割後に甲が営む子会社等の経営管理の資金として必要な現金及び預金
- (2) その他の流動資産（本件事業に属するものを除く）
- (3) 有形固定資産及び無形固定資産（本件事業に属するものを除く）
- (4) 長期保有目的及び純投資目的の投資有価証券（外国債券を除く）並びに関係会社有価証券
- (5) 関係会社長期貸付金、長期差入保証金（本社ビル敷金を除く）及びゴルフ会員権等の施設利用会員権

2. 承継する負債

次の各号を除いた全負債を承継する。

- (1) 承継しない資産に係る債務
- (2) その他の流動負債（本件事業に属するものを除く）
- (3) 長期借入金
- (4) 本吸收分割の効力発生前に成立した国税及び地方税の納付債務その他公法上の債務

3. 承継する雇用契約等

本件分割の効力発生日において甲が締結している一切の雇用契約及びこれに基づく権利義務の一切。

4. 承継するその他の権利義務等

(1) 雇用契約以外の契約

本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれに基づく権利義務。ただし、甲が、その株式を保有する会社の事業活動に対する支配、管理及びグループ運営に関するものを除く。

(2) 知的財産権

本件事業に関する一切の工業所有権、著作権、ノウハウ及び商標。ただし、甲が、その株式を保有する会社の事業活動に対する支配、管理及びグループ運営に関するものを除く。

(3) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なものの。ただし、甲がその株式を保有する会社の事業活動に対する支配・管理及びグループ運営に関するものを除く。

以上



(別紙 2)

貸借対照表
2021 年 4 月 1 日現在

(単位 : 百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	300	流動負債	
未収入金	300	固定負債	
固定資産		負債合計	
		(純資産の部)	
		株主資本	300
		資本金	300
		資本剰余金	
		利益剰余金	
		純資産合計	300
資産合計	300	負債・純資産合計	300